

【中小企業事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

国民生活事業にお申込みされる方は、[こちら](#)をご覧ください。

- 借入申込書**（国民生活事業へのお申込にはご利用いただけません。お間違いが増えていますのでご注意ください。）
- 法人の登記事項証明書（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）（注1）
- 代表者個人の印鑑証明書（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）
- 納税証明書（最近2期分の法人税の税額証明（その1）（注2）、直近の消費税の未納税額がない証明（その3又はその3の3））
（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）
- 最近3期分の税務申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）（注3）
- 最近の売上高が把握できる資料（注4）

（注1）個人事業主の方は、印鑑証明書をご提出ください。

（注2）個人事業主の方は、所得税に係る納税証明書をご提出ください。

（注3）個人事業主の方は、最近3期分の申告決算書をご提出ください。

（注4）試算表、売上帳又は[新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書](#)等をいいます。

※上記については、一般的な必要書類です。必要に応じて追加資料をご提出いただくことがあります。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

※決算月から6ヵ月以上経過している方は、試算表等の業況が把握できる資料をご提出ください。

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

【中小企業事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 ご相談

- ・お近くの[日本公庫中小企業事業の窓口](#)までご相談ください。

2 お申込

- ・お申込に必要な書類をご提出いただきます。

3 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況等が分かる書類などです。

4 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、ご契約手続きの打ち合わせをいたします。
- ・ご契約手続きを終えたのち、お客さまに送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、1億円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。